

みんなでつくろう「まちにみどりを」 ～グリーンビル促進事業スタート～

福岡市では、市民や企業の皆さまとの共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進に取り組む「都心の森1万本プロジェクト」に取り組んでいます。

このたび、花や緑あふれる魅力的なまちを目指し、民有地での“見える”みどりづくりを後押しする新たな取組みを4月1日よりスタートします。

■「グリーンビル促進事業」

身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるように、集合住宅のベランダや都心部のオフィスビルなどでのみどりづくりへのインセンティブを創設します。

1 身近な場所の「みどり」

集合住宅などの、個人の身近な場所での緑化へ費用の50%、最大20万円を助成

助成対象 ベランダ

【ベランダ緑化】



2 まちなかの「みどり」

都心部のオフィスビルなどの、まちなかでの緑化へ費用の50%、最大3,000万円を助成

助成対象 空地、壁面、バルコニーなど

【壁面緑化】



※ 都心中心部ではさらに、緑化や環境に配慮したビル計画に対して容積率緩和制度「グリーンボーナス」も用意

■ 問い合わせ先

【都心の森1万本プロジェクト、緑化助成】

住宅都市みどり局みどり推進部みどり推進課
担当：中村、玉泉
TEL：092-707-1325（内1027）

【容積率緩和】

住宅都市みどり局都心創生部都心創生課
担当：井上、成清
TEL：092-711-4425（内2890）

「グリーンビル促進事業」制度概要



集合住宅などへの緑化助成

【ベランダ緑化】

□対象エリア

市内全域

□対象者

個人および法人など

□対象物件

集合住宅や事務所など

□インセンティブ

最大 20 万円

※補助率 50%

□対象

ベランダ緑化

※外から見える大きさの樹木等が対象



都心部のオフィスビルなどへの緑化助成

□対象エリア

都心部

□対象者

所有者や建築主など

□対象物件

オフィスビルや商業ビルなど

□インセンティブ

最大 3,000 万円 ※補助率 50%

□対象

屋外緑化（空地、壁面、バルコニーなど）

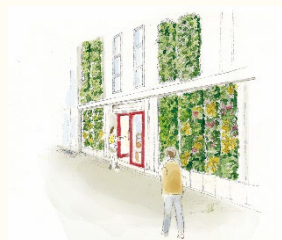
※屋外での一定の緑化要件を満たすと

屋内緑化・花壇整備も可能

【空地緑化】



【壁面緑化】



【バルコニー緑化】



【屋内緑化】



容積率緩和（グリーンボーナス）

□対象エリア

天神交差点および博多駅から半径約 500m

□インセンティブ

容積率最大 50%緩和

□対象

屋外緑化（沿道、壁面、バルコニーなど）

※一定の屋外緑化がなされた計画は下記も対象

屋内緑化

建築物への木材利用

再生可能エネルギー設備（ペロブスカイト太陽電池など）

※参考※

「都心の森1万本プロジェクト」とは

ビルの建替えにより、まちが大きく生まれ変わっていく中で、緑が持つ魅力により、まちに「彩り」を加え、憩いや安らぎが感じられる空間を創出するため、市民や企業と共働し、新たに樹木を植え、今ある緑をより美しくするとともに、民有地における緑化誘導により、良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図り、緑豊かなまちづくりを推進するプロジェクト



市民の
みなさまへ

ベランダから始める
緑のまちづくり

グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

福岡市では、まちの景色の一部となる
民有地の緑化を行う方に費用の一部を補助しています。

ベランダにおける工事を伴う緑化や、
手軽に設置が可能なプランター緑化も補助対象です。
あなたのベランダから緑のまちづくりに参加しませんか？

補助金額

対象経費の $\frac{1}{2}$

上限 20万円

補助対象

福岡市全市域の共同住宅、
その他これらに類するものの
ベランダへの緑化

対象となる工事期間

申請する会計年度内に緑化整備の
完了が可能なもの

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課





ベランダから始める 緑のまちづくり

グリーンビル促進事業 補助制度

主要要件



対象場所

福岡市内全域



対象建築物

共同住宅、
その他これらに類するもの。



対象緑化

ベランダ緑化（ベランダに類するもの含む）

緑化イメージ

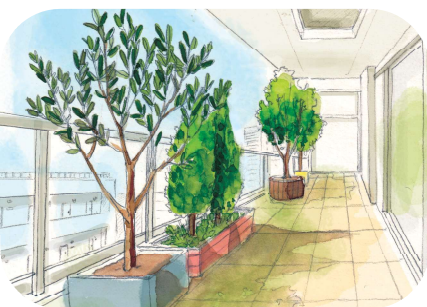
工事等を伴う緑化

安定した基盤により、樹木が大きく成長し、暮らしの癒しや快適性を向上させます。



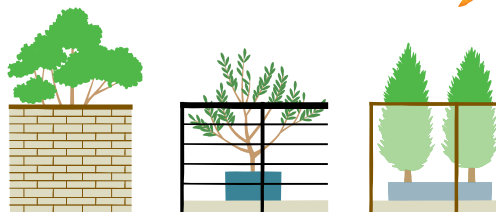
プランター緑化

手軽にみどりを増やすことができ、暮らしの癒しや快適性を向上させます。



対象条件

- 1 緑化の一部が公道および公開性のある場所から視認できること。



- 2 プランターによる緑化は50リットル以上で、耐久性があり、樹木の生育に支障がないものとする。
（プランターのみによる緑化も補助の対象とする）



- 3 緑化基盤を最低1㎡以上設置すること。

補助の対象となる緑化内容

- 1 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
- 2 プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
- 3 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
- 4 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。

※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。

- (1) 一年草や菜園等による緑化
- (2) 既存樹木の植替えによる緑化

補助対象経費

- 1 緑化に係る基盤整備及び
灌水施設の工事費
- 2 緑化に係る基盤整備及び灌水施設
に要する材料、土壌並びに樹木等の
購入費
- 3 樹木等の植栽費
- 4 前各に掲げる緑化施設の
整備に付随する諸経費

（①-③の合計の30%以内を
上限として、含むことができる）

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。
また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。
詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。



問い合わせ先



福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
T E L 092-707-1295
F A X 092-733-5590
E-mail midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。

グリーンビル促進事業



事業者の
みなさまへ

ビルにみどりを
まちにやすらぎを

グリーンビル促進事業 補助制度のご案内

福岡市では、民有地において、視認性の高い
“見せる”緑化を行う事業者には費用の一部を補助しています。
都心部に憩いや安らぎをもたらし、
花と緑あふれる魅力的なまちづくりに参加しませんか？

補助金額

対象経費の $\frac{1}{2}$
上限 3,000万円

※ただし、効果促進緑化については
必須緑化にかかる費用の
1/3を上限とする

補助対象

福岡市内の都心部において、空地・壁面・
バルコニー・屋内・花壇などの緑化（既存ビ
ルも緑化促進の対象です）

※対象緑化については裏面を参照

対象となる工事期間

申請する会計年度内に緑化
整備の完了が可能なもの

福岡市住宅都市みどり局
みどり推進課



都心の森1万本

主要要件

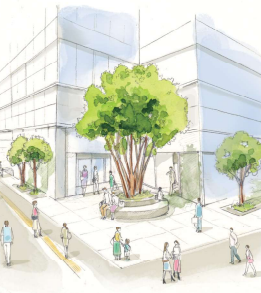
対象場所

福岡市都心部 ※福岡市都市計画マスタープランにおける都心部(天神・博多駅・博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア)

対象建築物

業務施設、商業施設、宿泊施設、その他これらに類するもの

対象緑化

	必須緑化			効果促進緑化 ※必須緑化との併用が必要です	
	空地緑化	屋外緑化		屋内緑化	花壇整備
イメージ					
対象範囲	- 敷地内の空地 - 公道および公開性のある場所から視認できる範囲	- 建築物の壁面や前面 - 公道および公開性のある場所から視認できる範囲	- バルコニーその他これに類するもの - 公道および公開性のある場所から視認できる範囲	屋内の公開性のある場所	- 敷地内の空地 - 公道および公開性のある場所から視認できる範囲
対象条件	プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、固定等により転倒防止を行うこと。また、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。	- 建築物の壁面や前面に誘引資材または植栽基盤を設置しておこなうこと - つる植物の場合、1mあたり3本以上植栽すること	プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されていること	プランターによる緑化は転倒がないよう設置場所に固定されているものとする	
対象とする規模	【敷地面積1,000㎡未満の場合】 - 中高木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること 【敷地面積1,000㎡以上の場合】 - 中高木、壁面緑化による緑化面積を10㎡以上とすること - 当該敷地の緑化率(必須緑化のみによる算出)を5%以上とすること				
	必須緑化の対象規模を満たすこと				

補助の対象となる緑化内容

- ① 高木、中木、低木、芝等による緑化であること。
 - ② プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないものであること。
 - ③ 法律等により緑化の義務がある場合は、その基準を超えた部分を対象とする。
 - ④ 植物の生育環境及び管理計画が十分整っていること。
 - ⑤ 緑化工法や緑化資材の営業を目的としていないこと。
 - ⑥ 他の助成等を受けていないこと。
 - ⑦ 近隣への日照障害、枝葉の越境等周辺環境に悪影響を及ぼさない計画であること。
- ※以下のいずれかに該当する場合は、補助対象になりません。
(1) 一年草や菜園等による緑化 (2) 既存樹木の植替えによる緑化

補助対象経費

- ① 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
- ② 緑化に係る基盤整備及び灌水施設に要する材料、土壌並びに樹木等の購入費
- ③ 樹木等の植栽費
- ④ 前各に掲げる緑化施設の整備に付随する諸経費
(①-③の合計の30%以内を上限として、含むことができる)

※緑化に際しては建築基準法、消防法等関係法令を遵守してください。また、緑化工事を行う際は所有者の許可を得てください。また、周辺環境や隣接地に配慮し、落下物の防止、土砂等の流出防止、施工中の安全対策を徹底してください。詳しくは福岡市のホームページにてご確認ください。

福岡市住宅都市みどり局みどり推進課

詳細はホームページをご覧ください。

グリーンビル促進事業



住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号
T E L 092-707-1295
F A X 092-733-5590
E-mail midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp